

## ●成人期における申請・相談サービス

### 助成

#### アピアランスケア用品助成事業

がん治療に伴う心理的負担を軽減するとともに、社会参加を促進し、療養生活の質の向上を図るために、アピアランスケア用品購入費の一部を助成します。

※アピアランスとは、「外見」のことで、アピアランスケア用品とは、がん治療に伴う外見の変化（脱毛、手術痕や身体の部分的な欠損など）をカバーするための、医療用ウィッグや補正具等をいいます。



くわしくはコチラ

#### 対象となる用具 / 助成額

- 医療用ウィッグ 購入費の2分の1（上限2万円）
- 補整具等 購入費の2分の1（上限1万円）

#### 申請期間

助成対象となる用具を購入した日から令和8年3月31日まで  
※ただし、令和7年4月1日以降に購入したものを。

#### 骨髄等移植ドナー助成金交付事業

骨髄または末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供者への休業補償により、ドナー登録の拡大と移植医療を推進するため、骨髄等提供者に対し助成金を交付します。



くわしくはコチラ

#### 対象者

- （公財）日本骨髄バンクが実施する「骨髄バンク事業」により、骨髄等の提供を完了した人
- 勤務先にドナー休暇制度がない人

#### 助成内容

骨髄等の提供に係る入院または通院および面談に必要な日数について、1日2万円の助成金を交付します。（上限額20万円）  
※事業所等が定める休日、ドナー休暇制度を設けている企業又は団体に属する人は助成の対象とはなりません。  
※骨髄等の提供により生じた健康被害のための入院・通院等は除きます。

#### 申請期限

骨髄等の提供が完了した日（提供に係る入院をして退院した日）から1年以内。

### 相談サービス 要予約

#### 健康相談・こころの相談

保健師による相談

#### 栄養相談

管理栄養士による食事に関する相談

※電話相談可



### 保健サービス

#### スロージョギング教室

ゆっくり走るスロージョギングについて学べる教室です。運動を始めたい方にお勧めです。  
詳細はP25、P31を参照



#### きらめき講座

健康的なからだづくりに効果的な食事や運動について学べる講座です。  
詳細はP23を参照



#### ヘルスマイト（食生活改善推進員）養成講座

「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、地域の食育を担う全国規模のボランティア団体です。健康づくりについて学び、体験し、その知識と経験を社会参加活動に生かしてみませんか？  
詳細はP21を参照

#### 出前講座

健康づくりに興味ある団体を対象に、保健師・管理栄養士が健康づくりに関する講座を行います。



#### 健診結果説明会

「特定健診」や「健康診査」を受診された方に、健診結果を保健師や管理栄養士が個別に結果説明をしています。結果の見方がわかり、生活習慣病予防には効果的です。

#### 健康づくり推進員養成講座

健康づくりに関して学び、学んだことをより多くの人に情報発信する健康づくり推進員を養成する講座です。  
詳細はP21を参照

【お問い合わせ先】 オアシス篠栗（健康課） ☎947-8888 月～金曜日（祝日は除く） 8時30分～17時

## ●国民健康保険制度

### 国民健康保険

国民健康保険は、被保険者の皆さんが病気やケガをした際に、安心して医療を受けられるよう加入者が保険税を出し合い、そこに国・県・町の補助金を加えてお互いに助けあって医療費の負担を分かちあう大切な制度です。自営業の方や退職などで職場の健康保険をやめた方、パート・アルバイトなどで職場の健康保険に加入されていない方などが対象です。また、3か月以上の在留が見込まれる外国籍の方も国民健康保険への加入が必要です。

#### 医療費もたいせつに

- 定期的に健康診断を受診し病気予防や健康維持をこころがけましょう
- お医者さんのかかり方やお薬との付き合い方を見直して医療費のお財布もたいせつに
- 日ごろから相談できるかかりつけ医をもちましょう
- ジェネリック医薬品の利用等もおすすめします

加入・脱退の手続きは14日以内に!



#### マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

#### より良い医療が可能に!

本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できる!



#### 自身の健康管理に役立つ!

マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できる!



限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払が免除される!



#### 第三者行為による病気やケガ

交通事故をはじめ、第三者の行為によって傷病を受けた場合にも、国保で治療を受けることができます。本来、治療費は加害者が支払うものですが、一時的に国保が立替払いをして、あとから国保が加害者に費用の請求をします。示談の前に必ず国保に連絡をして、届け出るようにしてください。

#### 第三者行為とは?

- 交通事故
- 暴力行為を受けた
- 他人の飼い犬に噛まれた
- 飲食店で食中毒にあった など

#### 届け出について

- 交通事故にあったときには必ず警察に連絡をして「事故証明書」をもらってください。
- 「事故証明書」「マイナ保険証など」「マイナンバー」「本人確認書類」をご持参のうえ、国保の窓口で「第三者行為による傷病届」などを提出してください。

※傷病の状況や、相手の保険加入状況などを記入します。



健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

〈受付時間〉平日：9時30分～20時00分  
（年末年始を除く）土日祝：9時30分～17時30分  
音声ガイダンスに従って「4-2」の順にお進みください。

※詳細については、役場 住民課 国保・年金係にお尋ねください ☎947-1304